

## 令和3年第5回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和3年5月25日  
開催年月日 令和3年5月25日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好  
閉会時刻宣告者 14時01分 事務局長 相馬 孝好  
会長 鈴木 誠 会長職務代理 櫻井 汪

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	10	宮澤 史明
2	井上ゆかり	12	高田 幸好
3	高橋 満	13	鈴木 誠
4	久保田穂積		
5	櫻井 汪		農地利用最適化推進委員
6	須賀 勤		第1区域 中井 孝志
7	小埜 一博		第3区域 染野 亘志
8	山口 俊司		第4区域 齊藤喜久夫
9	染野 嘉明		

### ○欠席委員

11	林 春政	第2区域	野村 五郎
議事参与者	事務局長 相馬 孝好	主任	野原 靖子
	主任 浅見 孝典		

### 会議件名

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請5件について
- (2) 農用地利用集積計画について
- (3) その他
  - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、令和3年第5回の農業委員会総会を始めさせていただきます。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 では、初めに、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。何かと忙しい中、ご都合ですね、また何か、雨が少ないような時期、畑を掘ってみるとまだ何回か出ますけれども、下が乾いているような状態ですね。心配しているところです。また、コロナのほうも、そのまま、また大分ワクチンなど接種が多くなりましたけれども、心配されるところです。

早速始めたいと思います。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速会議のほうに入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。よろしく  
お願いいたします。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力よろしくお願  
い  
します。

ただいまの出席委員は12名です。本日、林さんが欠席となりますので、よろしくお願  
い  
いたします。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人を指名します。

9番、染野嘉明委員、10番、宮澤史明委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませ  
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんと認めます。

よって、議事録署名人に9番、染野嘉明委員、10番、宮澤史明委員を指名します。

---

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

5月17日月曜日、皆野町役場で農業委員会秩父郡市の役員会に事務局長と出席しました。  
以上、諸般の報告を終わります。

---

◎農地法第5条の規定による許可申請5件について

○議長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請5件について審議いたします。

農地法第5条番号1、——氏所有の農地を——  
——氏が駐車場へ転用するための許可について審議します。  
事務局からの説明を受けます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、——、——  
——さん。譲渡人、住所・氏名、——、  
——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字——、地目は畑、面積は392平方メートルの1筆です。転用の目的は駐車場です。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、譲受人の工場敷地の北東側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在使用している駐車場では、従業員やお客様等の車を駐車するのに面積が足りないので近隣の当該地を利用したいためということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もご覧ください。土地造成は392平方メートルです。

次に資金計画ですが、——

---

——、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化

調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、県道長瀬・児玉線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

議案番号1の補足説明をいたします。

今回、譲受人である—————さんは、現在農地法を含めて各種法令等で違反となっている事項がありまして、昨年町や県等の関係部署が連携して指導をしている状態であります。農地法につきましても1件工場近くの畑を個人間で駐車場として転用許可を取らずに賃貸借をしております、畑に現状復旧するか農地転用するよう指導をしております。その後、農地転用するように調整しているんですけども、土地の所有者の方がお亡くなりになられているということで、相続人が複数名いるため意思統一が時間がかかっているみたいで、農地転用の申請についてもまだ時間がかかる模様です。その他の部署対応につきましても進めているということなんですけれども、まだ是正に時間がかかっているという状況です。農地転用許可には事業者の資力や信用についてや他法令の許可の見込みなども基準としてありますので、ご検討いただいてご審議していただくようお願いできればと思います。

以上で補足の説明を終わります。

また、今回現地確認につきましては、農業委員の櫻井さんで行ったんですけども、推進委員の野村五郎さんが入院されたということなんで、今回現地確認の報告については、推進委員からの報告は省略させていただければと思います。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

ただいまの報告のとおり、野村五郎さんが病気のため入院したため、現地確認がなかったということです。

続いて、農業委員の説明をお願いします。5番、櫻井汪委員の説明をお願いします。

○5番櫻井 汪委員 先ほども言いましたように、推進委員のほうの野村さんがちょっと体調不良ということで、現地確認は私と事務局の浅見さんでやりました。

この場所はやはり—————の延長みたいな形なんです。これ、いろいろこう見

ていると、駐車場ということで出ていますけれども、書類上には特に問題ないし、今場所、入れているものも問題ないと思うんですけれども、いろいろ拡張にすごく積極的なあれなんで、許可と思うんですけれども、特に書類上問題なければ、皆さんと審議してやりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 櫻井汪委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

○齊藤喜久夫委員 過去、先ほど今法令に違反している案件が片付いていないという説明がありましたけれども、過去こういう案件で、要は認められなかったとか、そういう事案というのはあるんですか。過去というか、慣例的にどうなのか、ちょっとその辺が分からないので、教えてもらえたらと思います。

○事務局 ちょっと事務局からご説明をさせていただきます。

まず、事務局としましては、議案を受け付ける段階で、違反しているような案件については事前には是正してから出していただくようにご案内しているので、基本的には案件として上がってくることというのはほぼほぼないと考えていただいてよろしいかなと思います。今回は先方の方がどうしても進めてほしいという強い要望がありまして、事務局としては、受け付けた申請については進めなければならないというような状況でありました。

今回の案件につきましては、農地法の5条になるので、埼玉県の許可になります。なので、今回は農業委員会のほうで許可相当になるのか、不許可相当になるのかの意見をつけて、県のほうに進達するようになりますので、あくまで農業委員会で決定する事項ではないので、過去にあったかどうかというのは、すみません、誠に申し訳ないんですけれども、私の携わっているこの2年間ではありません。

○齊藤喜久夫委員 5条だからということ。3条とか4条だったらいいという、そういうのは違う。

○事務局 3条だと農業委員会の決定ですけれども、4条、5条になりますと埼玉県の許可になりますので。

○齊藤喜久夫委員 許可はそうなんだけれども、そういう案件で、要は第3者が取得して、造成するわけだから、そういう案件は県の許可というのはあるんだけれども、そういう案件ってあったかどうかということが知りたいんです。

○事務局 すみません、誠に申し訳ないですけれども、今時点で情報を持っていませんので、

申し訳ありません。

○齊藤喜久夫委員 基本は、だけれども、地元の農業委員会が申請して許可相当だということで上げれば、県のほうも特別なあれがなければ許可を、全然今までの案件みたいなのをされていましたよね。

○事務局 そうですね。

○齊藤喜久夫委員 そうですよ。だから、基本は、県が許可とはいえ、地元の、何というんですか、この農業委員会で許可の意見があれば大体通るんじゃないかなと個人的に思っているんだけど、それはちょっと違うんかもしれないけれども、余計なことですみません。

○事務局 最後、事務局から返答させていただくと、先ほど齊藤委員さんがおっしゃるとおり、基本的には通りそうな案件というのを議案として上げさせていただくので、農業委員会の意見がほぼほぼ通るようなイメージを持たれるとは思いますが、今回の案件につきましては、実際にちょっと基本開発の関係で結構法令のほうが違反しているところがあるので、農業委員会のほうが許可相当で意見を出したとしても、県の審査ではじかれるケースというのは考えられるのかなと、というような状況です。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、ご異議ございませんか。異議ない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

農地法第5条番号2、———氏所有の農地を———、———氏が自己用住宅への敷地に転用するための許可について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所・氏名、———、———さん、———、———。譲渡人、住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字————、地目は畑、面積は352平方メートルの1筆です。転用の目的は自己用住宅敷地です。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、武野上神社の東南側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、事業計画地を————より————が買い受け、————が自己用住宅を建築し住宅敷地として使用管理するということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もご覧ください。土地造成は352平方メートルです。建築物は、新築住宅1棟、建築面積は67.40平方メートル、排水処理方法は公共下水道となります。

次に資金計画ですが、————  
————  
————  
————  
————、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道本中13号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

27日に事務局の浅見さんと現地確認に行ってきました。場所なんですが、——区内、武野上神社の東側にある土地です。町道本中13号線に沿っております。近くにフジマートなどがあります。

以上です。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 8番、山口です。

私は昨日、浅見さんと現地を見に行きまして、中井さんが今言ったとおりで、フジマートの裏で、そこに——さんという人、それと——さんとか、こういう知らない名前ばかりが続くと、何となく、何ていうんだ、知っている人がいればいいよとすぐ賛成できるんだけど、知らない人だと何かあれだなと思って、そしたら——さんというのが私の前任の農業委員の——だそうで、その——が東京にいて、その人が——さんという人に売ったような形になるのかな。——さんというのが家建てたりして、3世代ぐらいで住むそうなので、場所的には別に何の問題もないと思いますので、よろしく審議のほどお願いします。

以上です。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号3、——氏所有の農地を——氏が住宅敷地の拡張へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号3についてご説明いたします。

番号3、譲受人、住所・氏名、——、——さん。譲渡人、住所・氏名、——、——。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字——、地目は畑、面積は106平方メートルの1筆です。転用の目的は住宅敷地の拡張です。権利の内容は、贈与による所有権移転となります。



ますので、見たところ何ら支障ないと考えております。

以上です。

○議長 堀口榮一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。異議ない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号4、——氏所有の農地を——氏が自己用住宅敷地へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号4についてご説明いたします。

番号4、譲受人、住所・氏名、——、——さん。譲渡人、住所・氏名、——、——。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字——、地目は畑、面積は270平方メートルの1筆です。転用の目的は自己用住宅敷地です。権利の内容は、贈与による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、長瀬第一小学校の南側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、申請人である私——は数年前に離婚し、シングルマザーとして2人の子供を育てております。今現在は実家近くの賃貸物件に住んでおりますが、子供が成長するにつれて今の住まいは大分手狭になってきました。そこで将来の事を考えて自己用住宅の建築を計画しました。土地を探すにあたって、子供の転校がないこと、私の車通勤(寄居町)が可能であること、常に子育てを協力してもらっている私の実家(長瀬町)との行き来が可能であることを条件に市街化区域、市街化調整区域問わず、また地目も宅地や雑

種地など多種多様な土地を探していましたが、中々条件に合う物件が見つからず、諦めかけていたところ、親が土地の一部を譲ってくれることとなりました。この度申請する土地は周辺農地への影響も少なく、静かで子育てをするにも適した環境です。子供たちの環境の変化も一切なく、また私の勤務地である寄居町まで約13キロメートルで、車で20分くらいと程よい距離での車通勤が可能です。上記の理由から建築するのに最適な土地であると考えており、新たな住まいを建て暮らしたいと思い、この度申請をさせていただきました。以上のような理由ですが、よろしくご検討下さいますようお願い申し上げますということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もご覧ください。土地造成は270平方メートルです。建築物は、新築住宅1棟、建築面積は44.71平方メートル、排水処理方法は公共下水道となります。

次に資金計画ですが、

\_\_\_\_\_、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道幹線24号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 これも21日、浅見さんと現地を見に行きました。場所が\_\_\_\_\_区内、第一小学校の南側にある土地です。

以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 8番、山口です。

24日に事務局の浅見さんと現地を見まして、\_\_\_\_\_さんというのの娘がこういう家を作るそうなんですけれども、ちょうど小学校の校庭から5メートル道路というんですか、挟ん

ですぐ隣なんですけれども、別に問題がないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号5、———氏所有の農地を———氏が自己用住宅敷地へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号5についてご説明いたします。

番号5、譲受人、住所・氏名、———、———  
一さん。譲渡人、住所・氏名、———、———。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字矢那瀬字———、———、地目はどちらも畑、面積は156、53の合計270平方メートルの2筆です。転用の目的は自己用住宅敷地です。権利の内容は、使用貸借権設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、———区内、民宿かわづらの西側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在私は、秩父市のアパートに家族で住んでおります。現在の間取りでは何かと手狭であり、住宅建設を決意した次第であります。私には所有する土地はなく、親に相談した結果、親の住む隣地で、親が所有する土地を借りることができました。申請地は住みやすい環境のよいところです。将来、親の介護が必要になった場合のことも考えて最適であると、この土地を選定しました。以上のような理由ですが、許可の程よろしくお願いたしますということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もご覧ください。土地造成は209平方メ

ートルです。建築物は、新築住宅1棟、建築面積は99.37平方メートル、排水処理方法は合併処理浄化槽となります。

次に資金計画ですが、

、ご確認をお願いします。次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域の特定地域内にあり、町道矢那瀬39号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 20日の日に須賀さんと浅見さんと——さんのお宅へ行きまして、——さんの土地が結構広いですね。その中にこのせがれさんですか、がこう建てるということで、隣近所とかそういうところは全然関係していないので、全然問題ないというふうに思います。

以上です。

○議長 染野亘志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。6番、須賀勤委員の説明をお願いします。

○6番須賀 勤委員 6番、須賀です。

公図の中で、88の8という、これ農地の一部を両側宅地の部分にあるんですけども、農地の借地権の設定と、あと88の2というのが現在空き地になっているんですけども、その隣の部分に88の2がちょっと地所が狭いので、家を建てるのに無理やり建てるんですけども、どうしても自己所有の農地なので、隣の一部を宅地で農地を転用することなんです。両親も年寄りなので、そろそろその後の農地の利用もありますので、どうぞご承認をよろしくをお願いします。

○議長 須賀勤委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手で行いましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

---

◎農用地利用集積計画について

○議長 議案第2号 農用地利用集積計画について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。

今回の案件の土地については、農用地利用集積計画による利用権設定を別の方と平成28年9月1日から令和4年12月19日まで結んでおりましたが、借受人の都合により令和3年5月7日付けで農地の使用貸借契約の合意解約通知書が提出され、譲渡人と新たな借受人による利用権設定を受けるため議案として取り上げるものです。

それでは案件についてのご説明移ります。借受人については、すべて———  
一、———さんになります。初めに番号1から番号5  
までまとめてご説明いたします。貸付人、住所、氏名、———、———  
さん。権利を設定する土地は、所在地、大字井戸字———、———、———、———、———、  
地目はすべて畑、面積は1,061、1,008、528、783平方メートルです。設定する利用権の種類  
は、賃借権の設定。内容はぶどう、始期、存続期間については、令和3年6月1日から令和  
8年12月19日までの5年6か月です。借賃は———、  
支払方法は銀行振込となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、———区内、  
井戸地区公園の西南側にある場所です。

引き続き6番についてご説明いたします。

番号6、貸付人住所、氏名、———、———さん。権利を設定する土  
地は、所在地、大字井戸字———、地目は畑、面積は1,285平方メートルとなります。設  
定する利用権の種類、内容、始期、存続期間、借賃の支払方法については番号1と同様とな

り、借賃は———です。

続いて番号7、貸付人住所、氏名、———、———さん。権利を設定する土地は、所在地、大字井戸字———、地目は畑、面積は1,249平方メートルとなります。設定する利用権の種類、内容、始期、存続期間、借賃の支払方法については番号1と同様となり、借賃は———です。

続いて番号8、貸付人住所、氏名、———、———さん。権利を設定する土地は、所在地、大字井戸字———、地目は畑、面積は406平方メートルとなります。設定する利用権の種類、内容、始期、存続期間、借賃の支払方法については番号1と同様となり、借賃は———です。

全ての農地に関して、適切に管理していることを事務局が確認しております。

以上で説明を終わります。

○議長 この件について質疑ございますか。

高田さん。

○12番高田幸好委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、これブドウ園の道路側のところに大型ダンプがちょくちょく止まっているのをよく見るんですけども、あの土地は何の土地なんですか。農地ですか、それとも。

○事務局 事務局から、説明いたします。

今回の申請の農地の手前側の県道に近い側のところということですよ。今駐車場で使われているところということですよ。まず、ここにつきましては、以前の農業委員会でも議案として上げさせていただいた駐車場の農地転用の案件で許可を取っている場所になりますので、その点については問題なく。

○12番高田幸好委員 特に問題ない。了解です。

○議長 ほかにありますか、何か。

○6番須賀 勤委員 何か説明文では借りる人が変わるというように書かれているんです。合意解約通知書が提出され、譲渡人と新たな……借主変える。

○事務局 事務局から説明させていただきます。

今回、———さんという方が借り受ける予定になっているんですけども、その前に———さんという方と農地の利用権設定をされていまして。その———さんという方の下でやっていた方というのが、この———さんという方になりまして、今回ちゃんと、将来的に担い手になりたいということで、———さんとして農地をちゃんと借り受けて、実際

に実施したいということがありましたので、利用権設定を一旦抹消した上で、———さんとして利用権の設定を受けたいという要望がありましたので、今回議案として取り上げたものになります。

○6番須賀 勤委員 実際に耕作する人は変わらないけれども、名義が変わるということですね。分かりました。

○議長 ほかにありませんか。

以上をもちまして、議事を終結します。

---

#### ◎その他

○議長 その他でございますが、6月の委員会日程でございますが、6月25日金曜日午後1時30分からにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、25日金曜日午後1時30分にしたいと思っております。

事務局、何かほかにごございますか。

○事務局 事務局から、先月の案件の農地転用の許可状況をご報告させていただきます。

先月の農地転用の案件につきましては、5月21日付で農地法の5条3件、許可が出ております。

以上で事務局の報告を終わります。

○議長 以上で本日予定した審議は終了しました。

これで議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

---

#### ◎閉 会

○事務局 それでは、委員の皆様には慎重にご審議いただきましてありがとうございました。

これをもちまして、令和3年第5回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。皆様ご苦勞さまでございました。

(午後2時01分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和3年5月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 染 野 嘉 明

署名委員 宮 澤 史 明